

<後付け装置取扱事業者向け>

	質問	回答
1	補助金関係書類はどこで受け取れますか？	生活安全対策室の窓口で配布するほか、市ホームページから印刷することができます。
2	申請書類の提出方法は？	直接、生活安全対策室の窓口へご提出ください。郵送も可能です（令和3年3月31日必着）。
3	安全運転支援装置を設置した後、申請・報告するまでの期限はありますか？	設置日から1か月以内を目安に申請してください。令和3年3月31日（必着）まで申請できますが、市の予算が無くなった場合には受付を終了しますので、予めご了承ください。
4	令和3年3月31日に設置した装置も補助の対象になりますか？	当日の午後5時15分までに申請書類を揃えて窓口へ提出いただければ、申請は可能です。書類に不備があった場合は補助対象外となります。
5	申請書は1月分をまとめて提出できますか？	まとめて提出していただいて構いません。ただし、市の予算が無くなった場合には受付を終了しますので、ご注意ください。
6	添付書類「運転免許証の写し」は、表面だけで良いですか？	裏面に記載がなければ表面だけで結構です。裏面に住所、氏名等の変更内容が記載されている場合は、裏面の写しも必要です。運転免許証は有効期限内であることを確認してください。申込者が自動車の運転が可能である必要があります。
7	添付書類「車検証の写し」の使用者が申込者本人の名前と一致していません。申請できますか？	車検証の「使用者」欄に、申込者本人の名前が記載されていなければ補助対象になりません。
8	市から受け取った補助金を申込者へ返金する必要はありますか？	申込者に、販売・取付代金（消費税込み）から市補助金相当額を引いた金額を請求するようお願いいたします。支払い済みのものについては、申込者への返金をお願いいたします。
9	「請求書」は交付決定後でなければ提出できませんか？	補助制度の手続きにおいては、交付決定後のご提出になりますが、手続き簡略化のため、申請書と一緒にご提出いただくことも可能です。その際、請求書の日付は記入しないでください。
10	「請求書」の提出後、補助金はいつ頃受け取ることができますか？	書類を受理してから、1か月程度での振込みを予定しています。
11	次世代自動車振興センターの「後付け装置取扱事業者」認定前に設置したのもも補助対象になりますか？	国の認定を受けた装置で、4月以降に設置したものは市補助対象です。（ただし、国の補助は事業者が認定された後のものに限られます。）